

暮らしをやさしくつむ家



第63回定時株主総会招集ご通知

日時

2019年6月27日（木曜日）
午前10時（受付開始午前9時）

場所

東京都杉並区阿佐谷南3丁目35番21号
株式会社細田工務店 本社2階 会議室
(末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

議案

第1号議案 監査役2名選任の件
第2号議案 補欠監査役1名選任の件

株式会社細田工務店

証券コード：1906

株主各位

証券コード 1906
2019年6月12日

東京都杉並区阿佐谷南3丁目35番21号

株式会社 細田工務店

取締役社長 **阿部 憲一**

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日(水曜日)午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2019年6月27日(木曜日) 午前10時
2 場 所	東京都杉並区阿佐谷南3丁目35番21号 株式会社細田工務店 本社2階 会議室 (末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第63期(自:2018年4月1日 至:2019年3月31日) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第63期(自:2018年4月1日 至:2019年3月31日) 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 監査役2名選任の件 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.hosoda.co.jp/>)に掲載させていただきます。

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善が続き、個人消費の持ち直しや設備投資の増加など、景気は緩やかな回復基調で推移しております。一方、米中の貿易摩擦や中国経済の成長鈍化、欧州の混乱など、海外の政治、経済の不確実性などから、依然として先行きの不透明な状態が続いております。

建設・不動産業界におきましては、住宅ローン金利は依然として低水準で推移をしているものの、首都圏での事業用地の高騰に起因した取得および販売競争は激しい状況が続き、また、建築資材の高騰や物流コストの上昇等もますます深刻化するなど、業界を取り巻く環境は依然として厳しい状況が継続しております。

このような状況のもと、当社グループは、2017年3月期を初年度として策定しました「第二次中期経営計画」の3年目を迎え、基本方針である「市場変化に対応できる体質の構築」に則り、各種施策を推進するとともに、生産コストの低減と販売費および一般管理費の削減にも引き続き取り組んでまいりました。

しかしながら、当連結会計年度におきましては、事業スケジュールや建築工期の短縮等各種施策の実施により、用地取得価格の高騰に対応し、より付加価値の高い商品の供給に努めてまいりましたが、競合他社の供給量と併せ、一部のエリアでは供給過多の状態となり、販売現場への来場者数が想定を下回る結果となりました。そのため、販売の遅れや価格調整が発生し、目標とする販売計画を達成するには至りませんでした。

利益面につきましては、販売費および一般管理費等の経費削減に努めましたが、当期につきましては、特定のエリアの戸建分譲事業の取得済用地等に関して、競合他社を含めた供給量の増加による需給バランスが崩れたことなどを原因とし、たな卸資産評価損として売上原価に262百万円を計上いたしました。

その結果、当連結会計年度の売上高は221億円（前連結会計年度比16.2%増）、営業損失は3億2千3百万円（前連結会計年度は2億8千8百万円の営業利益）、経常損失は6億1千2百万円（前連結会計年度は3千3百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は6億7千1百万円（前連結会計年度は6千6百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

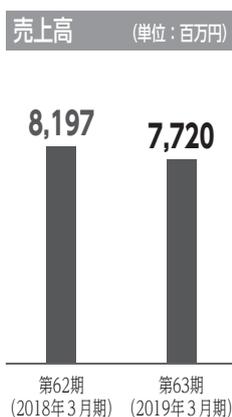
	第62期 (2018年3月期)	第63期 (2019年3月期)	前連結会計年度比
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	19,019	22,100	16.2%
営業利益又は営業損失 (△)	288	△323	—
経常利益又は経常損失 (△)	33	△612	—
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失 (△)	66	△671	—

利益配分につきましては、経営基盤の強化のため内部留保に努めるとともに、今後の経営環境、事業展開及び業績の推移等を総合的に勘案し、安定的な利益還元を図っていくことを基本方針としております。

当期の配当金につきましては、2018年5月14日に公表いたしました配当予想のとおり無配とし、また、次期の配当金につきましても、現在、内部留保充実に向けた取り組み途上のため、誠に申し訳ございませんが、引き続き無配とさせていただきたいと存じます。

セグメントの業績は次のとおりであります。

建設セグメント



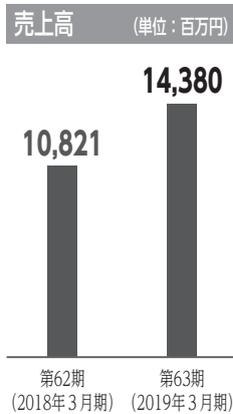
建設セグメントにおきましては、主力となる法人受注では安定的な継続受注をベースに、アパート等の分譲住宅以外の受注や、軽量鉄骨造の受注に積極的に取り組み、施工量の確保と利益率の向上に努めてまいりました。これにより、「プラウドシーズン稲城南山」(野村不動産株式会社・東京都稲城市)、「ヴェレーナガーデン千葉ニュータウン中央」(大和地所レジデンス株式会社・千葉県印西市)、「ザ・パークハウスステージ戸塚」(三菱地所レジデンス株式会社・株式会社日立アーバンインベストメント・神奈川県横浜市戸塚区)、「リーフィア南大沢ガーデンズ」(小田急不動産株式会社・東京都八王子市)などの戸建分譲住宅、さらに、「ミハス練馬春日町」(株式会社明豊エンタープライズ・東京都練馬区)、「グリーンリーフ世田谷喜多見」(京王不動産株式会社・東京都世田谷区)などの非分譲住宅を完成工事高に計上いたしました。

個人受注につきましては、高気密・高断熱仕様と木のぬくもりが体感できるモデルハウスを中心とした営業展開を行うとともに、「賃貸併用住宅」「賃貸住宅」の受注営業を積極的に展開し、杉並区を中心として分譲住宅のモデルハウスや竣工後の注文住宅を利用した「完成現場見学会」を開催することで、実際に当社の住宅を体感いただき、集客数や受注単価ならびに契約率の向上に努めてまいりました。

リフォーム受注につきましては、本社並びに杉並区内4か所に展開をしている「家と暮らしの相談所」において各種セミナーの開催やイベントを実施し、また、住宅設備メーカー等のショールームをバスツアーでめぐる「リフォーム相談会」を行うなど、地域に密着した営業展開を行うことで、お客様の需要喚起ならびに新規顧客の開拓を行ってまいりました。

その結果、建設セグメントの売上高は77億2千万円(前連結会計年度比5.8%減)となり、営業利益は1億6千2百万円(前連結会計年度比203.9%増)となりました。

不動産セグメント



不動産セグメントにおきましては、事業用地の高騰と厳しい販売競争が課題の中、主力の戸建分譲事業では、本社を拠点とした杉並エリアで「グローイングスクエア杉並成田西グランフイールズⅡ」(東京都杉並区)、多摩エリアでは「グローイングスクエア調布ミッド・リンクス」(東京都調布市)、「グローイングスクエア狛江こまち」(東京都狛江市) 神奈川エリアにおいては「グローイングスクエア青葉荏田西」(神奈川県横浜市)などの販売を行う他、オリジナルスマートハウス「ストロングスマート」も「グローイングスクエア武蔵境ストロングスマート」(東京都西東京市)、「グローイングスクエア西荻窪ストロングスマート」(東京都杉並区)を販売するなど、事業エリアを厳選しつつ分譲事業の推進に努めてまいりました。

戸建分譲事業につきましては、東京区部におきましては、用地の取得において事業エリアを厳選しながら継続的な供給を目指し、知名度の維持・向上を図り集客数の増加や販売促進に繋げるとともに広告宣伝費の圧縮にも努めてまいりました。また、一部プロジェクトにおいては事業期間短縮計画を推進することで在庫回転率を高め、用地価格や建築費の高騰による事業リスクを抑えつつ、売上・収益の向上に取り組んでまいりました。加えて、法人提携先への紹介依頼活動や各種集客イベントの開催、当社ホームページのリニューアルや会員制コミュニティサークル「グローイング倶楽部」の会員数の増加に努め、ソーシャル・ネットワーキング・サービスによる集客を開始するなど各種施策を行ってまいりました。併せて、前期より繰り越した物件の早期完売を目指し、モデルハウスのリニューアルをはじめ、キャンペーンの実施や各種不動産サイトへの物件情報掲載による自社ホームページへのアクセス数増加を促進するなど、各種の販売活動を実施いたしました。しかしながら、当社販売物件へのお問い合わせ件数、資料請求件数、販売現場への来場者数が伸び悩んだことと、競合他社の供給量と併せ、一部のエリアでは供給過多の状態がみられたことから、当初計画した販売棟数210棟に対して50棟不足し、160棟の結果となりました。

また、東北エリアにつきましては、既存団地を軸とし、新規の用地取得に取り組み、「グローイングタウン高野原」(宮城県仙台市)、「グローイングスクエア愛島台」(宮城県名取市)、「美郷ガーデンシティ」(福島県福島市)の継続団地と、新たに「グローイングスクエア鹿島台」(宮城県大崎市)や「グローイングスクエアときわ台南」(宮城県黒川郡大衡村)、「グローイングスクエア安達駅東」(福島県二本松市)の分譲を開始するなど、住宅をご検討中のお客様へ、質の高い住宅の供給に努めてまいりました。

当期より株式会社細田ライフクリエーションで取り組みを開始しております買取再販におきましては、物件の取得活動に努めるとともに、取得物件のリノベーション及び販売を行ってまいりました。仲介におきましては過去に当社の住宅を購入いただいたお客様への営業活動や、各種イベントへの積極的な参加や地域での情報ルートを活用し、売却希望者、購入希望者の開拓を行い、取扱案件数の増加に努めてまいりました。

これらの結果、賃貸収入や販売手数料などを加えた不動産セグメントの売上高は、143億8千万円(前連結会計年度比32.9%増)となり、営業損失は1億5千5百万円(前連結会計年度は5億5千2百万円の営業利益)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

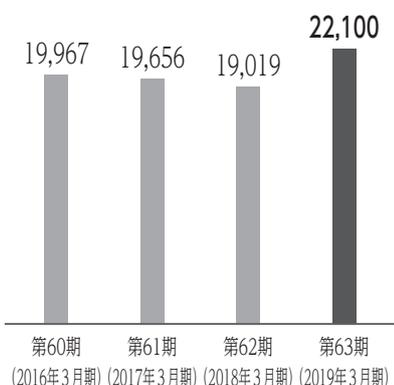
当連結会計年度中の特記すべき事項はありません。

④ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

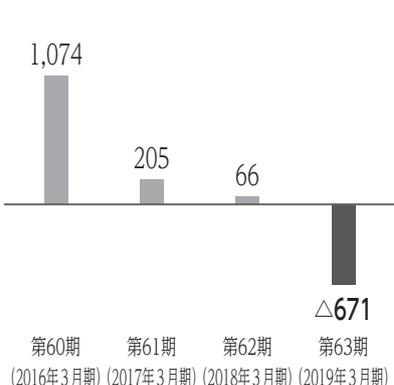
当連結会計年度中の特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

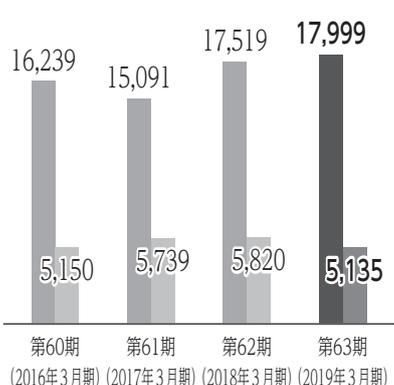
売上高 (単位：百万円)



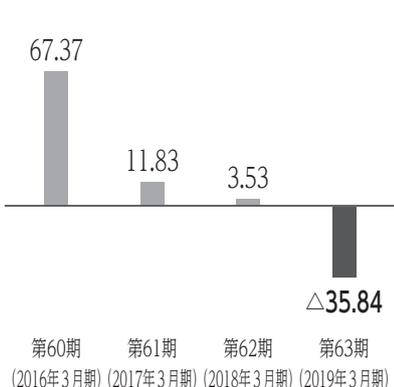
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 (△) (単位：百万円)



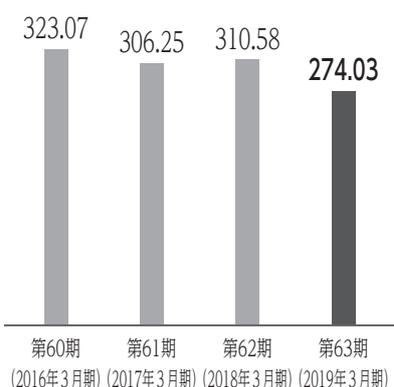
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



区分		第60期 (2016年3月期)	第61期 (2017年3月期)	第62期 (2018年3月期)	第63期 (当連結会計年度) (2019年3月期)
売上高	(百万円)	19,967	19,656	19,019	22,100
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 (△)	(百万円)	1,074	205	66	△671
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)	(円)	67.37	11.83	3.53	△35.84
総資産	(百万円)	16,239	15,091	17,519	17,999
純資産	(百万円)	5,150	5,739	5,820	5,135
1株当たり純資産額	(円)	323.07	306.25	310.58	274.03

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当連結会計年度から適用しており、前連結会計年度の金額は組替え後の金額で表示しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社細田ライフクリエイション	90百万円	100.00%	不動産売買・賃貸借の仲介 不動産の買取再販、損害保険代理店等
株式会社細田カスタマーサポート	10百万円	100.00%	リフォーム工事、住宅の定期点検 アフターメンテナンス、巡回サービス

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

① 今後の見通し

今後のわが国経済は、政府による各種政策の実施・継続や日本銀行による金融緩和策の継続効果などにより、国内需要は底堅く、雇用・所得環境の改善は引き続き見込まれることから、緩やかな回復基調で推移するものと思われます。しかしながら、海外経済の減速に伴う輸出環境悪化の懸念、欧州の政局不安、周辺国での地政学リスクなど、先行きに対する不透明感は依然として続いております。

一方で、当社グループを取り巻く環境は、金融緩和により住宅ローン金利は依然として低水準を維持しているものの、2019年10月に予定されている消費税増税の影響や、国内の世帯数、人口の減少傾向は続く予想され、市場の競争環境は引き続き激しさを増すことが予想されます。また、事業用地や建築資材の価格、労務不足による労務費などは依然として高い水準で推移をしており、世界景気の先行き懸念と併せて、予断を許さない状況は今後も続くものと予想されます。

このような状況下で、当社グループは「分譲事業」「建設事業」「ストック事業」を3本の柱と設定し、各事業に取り組んでまいります。

分譲事業におきましては、昨今の事業用地の高騰に対し、事業エリアや規模、需要と供給のバランスを精査のうえ、事業用地の取得を推進することとし、各事業エリアに合った建物の設定を行う事で、集客力を高め、それらの施策を実施することで事業期間を短縮し、在庫回転期間を早めることでリスクヘッジを講じてまいります。併せて、スケジュール管理を徹底し効率的な販売を行うことで、販売費の圧縮を図り、高い収益性も追求してまいります。

建設事業におきましては、法人受注は継続的な安定受注に加え、新規法人や軽量鉄骨造、アパートなどの新規メニューに取り組むことで、生産量の確保と収益の向上を目指し、個人受注においても、「浜田山モデルハウス」を活用した体験型営業を展開することで、受注棟数の確保に努め新たな商品の開発を実施し、受注棟数の増加を目指してまいります。

建築コストに関しましては、分譲住宅・注文住宅での新たな商品開発を行う事と、設計・施工の合理化並びに無駄の排除に努めるとともに、資本業務提携先の伯東株式会社と資材の購買で協働することにより、建築コストの上昇抑制に努めてまいります。

また、販売費及び一般管理費の節減を継続して実施することで業績の向上を目指し、外部環境に大きく影響されない強固な企業体質の構築を図ってまいります。

ストック事業につきましては、杉並区を中心にリフォーム受注、仲介等を展開するとともに、当社の住宅にお住まい頂くお客様へのアフターメンテナンスを株式会社細田カスタマーサポートとともに展開し、今後はデベロッパーやハウスメーカーからの受託アフターメンテナンス・インスペクションなどの事業も展開してまいります。また、2019年3月期からは株式会社細田ライフクリエイションが専任で買取再販並びに仲介を進めてまいりましたが、買取再販につきましては、競争を含めた供給量の増加が顕著であることから、保有資産の売却と杉並区を中心に当社の住宅にお住まいいただいているお客様を対象とした仲介をメインに活動を行ってまいります。

以上の施策を実行することにより、2020年3月期の連結業績予想については、売上高203億7千9百万円を目指しますが、利益面につきましては事業用地、建築資材ならびに労務費の高騰を勘案し、営業利益4億4千9百万円、経常利益2億1千5百万円、経常利益率1.1%となる見込みです。

②経営方針

イ. 会社の経営の基本方針

当社は創業以来、家づくりを通じて社会基盤の向上に貢献したいという信念のもと、品質のよい永く愛される住いの供給に取り組んでおります。また、当社グループは、常に「顧客第一主義」をモットーにお客様の多様化するニーズに対応できる企画設計、厳しい品質管理での施工、きめ細やかな心づかいの販売及び完成後のアフターメンテナンスや増・改築への対応などを実践しております。これらの実践を通して、当社グループは、「暮らしの価値をつくるプロフェッショナルカンパニー」を目指してまいります。

ロ. 目標とする経営指標

当社グループでは、安定的な収益の確保に向けて、高品質な住宅の安定供給を可能とする企業体質への転換を図り、あわせて財務基盤の強化に努めてまいります。また、経営の安定性の観点から「自己資本比率」と収益性の観点から「売上高総利益率」「売上高経常利益率」の向上ならびに「たな卸資産回転期間」を重要な経営指標としております。

ハ. 中長期的な会社の経営戦略及び対処する課題

今後のわが国経済につきましては、各種の金融・経済対策などにより引き続き緩やかな景気回復が期待され、所得・雇用環境も緩やかな改善が続いております。

当社グループを取り巻く環境も、各種の住宅取得促進政策を背景に、地価は緩やかな上昇が続くなど、各種の指標において回復の兆しが見えております。しかしながら、事業用地の高騰による需給バランスの悪化、世界景気の減速懸念、消費税増税による影響、また建築コストにつきましても2020年開催予定の東京オリンピックや慢性的な労務不足、為替の変動などの影響により、引き続き不安定な推移が想定されます。

このような事業環境のもと、当社グループは住宅・不動産市場の動向や顧客ニーズの変化への機動的な対応ならびに、より効率的な組織運営を目的として、「分譲事業」「建設事業」「ストック事業」を3本の柱とし、事業展開を図ってまいります。

i. 分譲事業の施策

分譲事業につきましては、粗利益率の向上を目的とし、事業エリアの選別と集中、事業エリアと顧客嗜好の特性を踏まえた商品開発、多様な集客手段の採用による販売スピードの向上、建築コストの低減に取り組んでまいります。

ii. 建設事業の施策

- ・個人受注につきましては、受注棟数の増加および受注単価の向上を目的とし、賃貸併用住宅・賃貸住宅などの受注促進と新商品の開発を行ってまいります。
- ・法人受注につきましては、粗利益率の向上と生産量の確保を目的とし、新規法人先からの受注ならびに分譲住宅以外の商品の受注促進に取り組んでまいります。
- ・生産コストの低減につきましては、生産コストを資材・労務・経費の3つに分類し、生産コストの分析を行うことと併せ、多品種少量生産へと変化した需要に合わせた生産システムへと見直しを行うことで、生産コストの低減に取り組んでまいります。
- ・施工品質の更なる向上を目指し、設計・施工・購買の各業務において、チェック体制の整備を推進します。

iii. スtock事業の施策

- ・リフォームにつきましては、売上高の増加および粗利益率の向上を目的とし、杉並区周辺は全てのお客様を対象に、その他の地域は当社の住宅にお住まいいただいているお客様を中心に、株式会社細田カスタマーサポートと協働を行ってまいります。特に杉並エリアでは、住まいの困りごとは何でも解決できる「ワンストップサービス体制」の構築を図ってまいります。

- ・アフターメンテナンスにつきましては、顧客満足度の向上を目的として、株式会社細田カスタマーサポートが担当し、きめ細やかでスピーディな対応を行うとともに、既存顧客の各種要望にお応えできる体制を構築してまいります。
- ・仲介につきましては、杉並区周辺と当社の住宅にお住まいいただくお客様を中心に株式会社細田ライフクリエイションが展開してまいります。

iv. 経営管理について

- ・「安定的黒字体質の定着」を目指し、事業ポートフォリオの改革を実施します。
- ・販売費および一般管理費の見直しならびに適正な経費配賦を実施することで、収益構造の改善に取り組んでまいります。
- ・次期経営層の育成に取り組むとともに、社内外における教育研修、社内のローテーションの実施などにより、社員のマルチタスク化を目指すことで業務効率の向上を目指します。
- ・「働き方改革」「コンプライアンスの遵守」など、より良い就業環境を目指す取り組みを実施してまいります。

ニ. 次期中期経営計画について

当社では、2019年3月期の赤字決算を踏まえ、短期的かつ早期に効果が発現する施策を優先して取り組むことで事業構造の改善をはかり、次期中期経営計画につきましては、「事業構造改革による安定的黒字体質の定着」「復配を見据えた内部留保の再蓄積」を目指して経営戦略を策定、実行の上、2021年3月期以降の公表を目指します。

株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループは建設事業と不動産事業を営んでおります。

建設事業：戸建住宅、宅地造成等の企画・設計・工事等の請負・リフォーム、アフターメンテナンス

不動産事業：戸建住宅、マンション、宅地等の開発・分譲及び不動産の仲介・賃貸・買取再販・コンサルティング等

(6) 主要な営業所及び工場 (2019年3月31日現在)

当社本社：東京都杉並区阿佐谷南3丁目35番21号

営業拠点：本社（東京都杉並区）

東北営業所（宮城県仙台市）

家と暮らしの相談所 細田工務店 中杉通り本館・ショールーム（東京都杉並区）

家と暮らしの相談所 細田工務店 パールセンター館（東京都杉並区）

家と暮らしの相談所 細田工務店 浜田山駅前館（東京都杉並区）

家と暮らしの相談所 細田工務店 西荻窪駅前館（東京都杉並区）

株式会社細田ライフクリエイション（東京都杉並区）

株式会社細田カスタマーサポート（東京都杉並区）

(7) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
229 (48) 名	5名減 (11名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
228 (45) 名	5名減 (9名増)	43.6歳	15.5年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。なお、使用人数には、子会社への出向者を含んでおります。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	2,462百万円
株式会社三菱UFJ銀行	978百万円
株式会社みずほ銀行	790百万円
株式会社商工組合中央金庫	748百万円
株式会社三井住友銀行	667百万円
株式会社横浜銀行	627百万円
三井住友信託銀行株式会社	569百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 37,000,000株
- ② 発行済株式の総数 19,016,512株
- ③ 株 主 数 1,588名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
ホソダ・エンタープライズ有限公司	2,907千株	15.51%
伯東株式会社	2,800千株	14.94%
セコム株式会社	2,400千株	12.81%
細田安枝	1,822千株	9.72%
株式会社ミズホ	1,134千株	6.06%
瑞穂興業株式会社	460千株	2.45%
磯貝昭司	370千株	1.97%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	365千株	1.95%
株式会社大久保恒産	350千株	1.87%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	310千株	1.65%

(注) 1. 持株比率は自己株式 (274,302株) を控除して計算しております。

2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4) の持株数310千株は信託業務に係わるものであります。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2019年3月31日現在)

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
阿部 憲一	代表取締役社長	ホソダ・エンタープライズ有限会社 代表取締役
川崎 修宏	専務取締役	営業本部長
二見 浩之	常務取締役	生産本部長兼設計部長兼法人営業部担当
武藤 雅康	取締役	管理本部長兼経営企画部長
多田 典生	取締役	ストック事業（関係会社・営業推進室・リフォーム営業部）担当 管理本部補佐
斎藤 利明	取締役	伯東株式会社 エレクトロニックコンポーネントカンパニー 新規事業開発部 部長
飛田 隆志	常勤監査役	
高橋 徹	常勤監査役	
高橋 康博	監査役	高橋法律事務所 所長

(注) 1. 取締役斎藤利明氏は、社外取締役であります。

2. 常勤監査役飛田隆志氏、同高橋徹氏及び監査役高橋康博氏は、社外監査役であり3氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
三吉 久雄	2019年3月31日	辞任	取締役 株式会社経営共創基盤 プリンシパル

(注) 取締役三吉久雄氏は、社外取締役であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役（うち社外取締役）	7名（2名）	40百万円（2百万円）
監査役（うち社外監査役）	3名（3名）	15百万円（15百万円）
合計	10名	56百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬等の額には、2019年3月31日付をもって退任した取締役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。
 3. 1991年6月27日開催の定時株主総会において取締役の報酬限度額は、月額25百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は、月額4百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役三吉久雄氏は、株式会社経営共創基盤のプリンシパルであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役斎藤利明氏は、伯東株式会社のエレクトロニックコンポーネントカンパニー新規事業開発部部長であります。伯東株式会社と当社との間には住宅建築資材等の仕入の取引関係があります。
- ・監査役高橋康博氏は、高橋法律事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（19回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 三吉 久雄	18回	95%	—	—
取締役 斎藤 利明	19回	100%	—	—
常勤監査役 飛田 隆志	19回	100%	14回	100%
常勤監査役 高橋 徹	19回	100%	14回	100%
監査役 高橋 康博	14回	74%	14回	100%

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役三吉久雄氏は、長年にわたる不動産業界での経験とコンサルタントとして培われた専門知識に基づき企業経営に対する客観的・中立的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

取締役斎藤利明氏は、伯東株式会社で培ったIoT技術の知見の深さ、また伯東株式会社の関係会社における企業経営に対する経験に基づき、社外取締役として経営の監視や適切な助言・提言を行っております。

常勤監査役飛田隆志氏は金融機関の出身であり、長年にわたる企業融資の経験から財務及び会計に関する相当な知見を有しており、あわせて他企業での要職及び常勤監査役の経験に基づき企業経営に対する客観的・中立的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

常勤監査役高橋徹氏は金融機関の出身であり、長年にわたる企業融資の経験から財務及び会計に関する相当な知見を有しており、あわせて企業経営に関する豊富な経験に基づき、社外監査役として、経営の監視や適切な助言・提言を行っております。

監査役高橋康博氏は弁護士であり、その法務に関する専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役会においては、各監査役による監査の実施状況及び結果についての報告・協議を行うほか、取締役等から職務の執行について報告や説明を受けております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	29百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 当社グループの業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 (当社グループの業務の適正を確保するための体制)

当社グループは、内部統制システムを構築することにより、想定されるあらゆるリスクの発生を極力抑え、日常の業務活動における「正確性」「正当性」「完全性」を確保するとともに適切な財務報告を行うことを目的としており、内部統制の構築について以下の取り組みを実施しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、総務部担当取締役を当社グループにおけるコンプライアンス全体に関する統括責任者として、経営方針に則った当社グループの「倫理行動規範」を作成するとともに、当社グループの取締役及び使用人に法令及び「倫理行動規範」の遵守を徹底する。
- ロ. 当社グループのコンプライアンスに関連する問題が発生した場合には、その内容及び対処案が総務部担当取締役を通じトップマネジメント、取締役会、監査役会に報告される体制を構築する。
- ハ. 監査役は、当社グループにおけるコンプライアンス体制の問題点の把握に努め、その内容を取締役会に報告するとともに、必要に応じて助言、勧告を行う。
- ニ. 内部監査室は、内部監査規程に基づき、当社グループにおけるコンプライアンス体制が適正に実行されているか否かを監査する。
- ホ. 当社は、当社グループにおけるコンプライアンスの徹底及び通報者保護を目的とする内部公益通報保護規程に基づき、当社グループの取締役及び使用人が直接通報を行うことができる内部通報窓口及び社外の有識者による外部通報窓口を設置し、コンプライアンスに関連する問題の発生防止及び早期発見に努める。
- ヘ. 当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を制定し、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムを構築する。また、その内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行い、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保する。

② 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制

- イ. 当社グループは、反社会的勢力とは一切の関係を持たないこととし、これら勢力等による不当要求に対しては毅然とした態度で臨む。
- ロ. 当社グループの基本理念を定めた「倫理行動規範」に反社会的勢力への対応項目を掲げ、反社会的勢力の排除に向けて当社グループ全体で取り組む。
- ハ. 当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）に入会しており、定期的に研修を受け、反社会的勢力に関する情報を入手する。また、反社会的勢力に関する問題が生じた場合には、総務部が対応マニュアルに基づき弁護士を含む専門家と連携し適切な処置をとる体制を整備する。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 当社は、法令及び文書管理規程に基づき、文書等の保存及び管理（廃棄を含む。）を実施し、必要に応じて保存及び管理状況の検証、規程等の見直し等を行う。
- ロ. 情報の管理については、情報リスク管理規程として規定された各規程類に基づき対応する。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社グループは、当社取締役会をリスク管理に関する最高責任機関として、リスク管理規程、BCP関連規程等に基づき、当社グループ全体のリスク管理活動を適切に行うために「リスク管理委員会」を設置する。「リスク管理委員会」は、個別リスク所管部署および関係部署、情報リスク管理委員会、安全衛生委員会、環境委員会、顧客要望共有委員会への指示・監督・モニタリングを行い、各々のリスク管理活動を統括する。
- ロ. 当社は、当社グループにおける情報セキュリティに関するリスクを管理する組織として、「情報リスク管理委員会」を設置し、情報リスク管理に関する諸規程の整備、運用状況の確認を行うとともに当社グループ使用人に対する研修等を企画実行する。
- ハ. 当社は、当社グループの使用人の被災の防止及び健康の維持、増進を図り、快適な職場環境の形成を目的とした組織として「安全衛生委員会」を設置し、安全衛生管理活動の円滑な推進を図る。
- ニ. 当社は、当社グループの廃棄物・リサイクルガバナンス構築を目的とした組織として、「環境委員会」を設置し、廃棄物の処理、リサイクルに関して常に高い意識を持つとともに、環境問題への全社的な取り組みを推進する。

- ホ. 当社は、当社グループの社員が受け付けたお客様からの「ご意見・ご不満の声」等を集約し、社内での情報共有及び対応のフォローを行い、さらに再発防止を図ることを目的とした組織として「顧客要望共有委員会」を設置し、お客様対応の円滑な推進を図る。
- ヘ. 当社は、当社グループが施工供給する建築物について、品質管理検査その他品質を確保するための業務を行い、品質の向上を図る。
- ト. 当社は、代表取締役が直属する内部監査室を設置し、内部監査規程に基づく監査を実施する。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社は、定例の取締役会を毎月1回以上開催し、当社グループにおける重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督等を行う。また、取締役、執行役員が出席する常務会を原則毎月2回開催し、当社グループにおける重要案件の審議を行う。併せて、取締役、執行役員、理事及び関係部長が出席する経営会議を原則毎月1回以上開催し、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業務報告を通じ定期的に把握する。
- ロ. 執行役員制度により、権限と責任の明確化を図るとともに、業務執行の迅速な意思決定を行う。
- ハ. 将来の事業環境を踏まえグループ中期経営計画及び各年度予算を立案し、当社グループの取締役及び使用人が共有するグループ全体の目標を設定する。当社グループ各部署においては、その目標達成に向け具体策を立案、実行する。
- ニ. 日常の職務遂行に際しては、当社グループにおける職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに従い業務を遂行する。

⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、グループ企業集団としての業務の適正と効率性を確保するために必要なグループとしての規範、規則を整備する。
- ロ. 代表取締役及び職務執行を担当する取締役は、それぞれの職務分掌に従い、当社グループが適切な内部統制システムの構築・運用を行うよう指導する。
- ハ. 当社グループの経営については、その自主性を尊重しつつ、当社の取締役会において事業内容の定期的な報告及び重要案件についての事前協議を行う。
- ニ. 監査役及び内部監査室は、定期又は臨時に当社グループの管理体制を監査し、代表取締役に報告する。

⑦ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- イ. 当社が定める関係会社管理規程において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
- ロ. 当社は、当社子会社において重要な事象が発生した場合には、当社の取締役が出席する子会社の取締役会を開催し、報告を義務づける。

⑧ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 当社は、必要に応じて、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。
- ロ. 監査役の職務補助のための使用人を配置する場合には、その人事について、取締役と監査役が意見交換を行う。
- ハ. 監査役の職務補助のための使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、当該使用人に対する人事異動・人事評価・懲戒処分等については監査役の意見を聴取する。

⑨ 取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制及びその他の監査役への報告に関する体制並びに監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- イ. 取締役は、常に監査役との意思疎通に留意し、監査役監査に協力するとともに、次の事項に該当する場合は、遅滞なく監査役に報告する。
 - i. 監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合
 - ii. 当社グループの組織、諸規程、会計及び業務に関する諸制度を変更する場合
 - iii. 当社グループの取締役が当社グループとの間で自己取引、利益相反取引及び競業取引を行う場合
 - iv. 法令等の違反行為等、その他当社グループに著しい損害又は重大な事故を招くおそれのある場合
- ロ. 監査役は、次の事項について必要ある場合は、当社グループの取締役に対し意見を述べる。
 - i. 前項にかかわる当社グループの取締役及び使用人の報告を受けた場合
 - ii. 当社グループの取締役の経営方針、計画又はその執行につき、重大なコンプライアンス違反を招くおそれがあると認められる場合
 - iii. その他、当社グループに著しい損害又は重大な事故を招くおそれのある事実を発見した場合
- ハ. 執行役員は、監査役に対し、定期的に担当する業務の執行状況の報告を行う。

- ニ. 当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役は、職務の執行につき次の権限を有する。
- i. 監査役は、当社グループの取締役及び使用人に対し営業状況の報告及び重要文書の閲覧等を要求し、必要あるときはその説明を求めることができる。
 - ii. 監査役は、当社グループの業務及び財産保全の状況を調査することができる。
 - iii. 監査役は、監査業務を遂行するため必要あるときは、当社グループ各社の各種の社内会議に出席し、又はその議事録の閲覧を求めることができる。
- ロ. 監査役より前項各号の要求を受けた当社グループの取締役及び使用人は、正当な理由なくしてこれを拒否し、また虚偽の申告をしてはならない。
- ハ. 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見を交換する。

⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い、又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

① 取締役の職務の執行について

取締役会規程、その他社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度においては取締役会を19回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

また、執行役員以上で構成され、重要な業務執行について報告・協議を行う常務会は原則として1か月間に2回開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存、管理について

取締役会議事録及び関係書類等、取締役の職務に係る各書類については、いずれも関係法令及び関連する社内規程に従って適切に保存及び保管しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

リスク管理を適切に行うために「リスク管理規程」「危機管理規程」「情報セキュリティ管理規程」等を制定し、社内イントラネットにて周知を図っております。

グループ全社的な観点からのリスクの検討と対応については、常務会においてリスク評価が行われ、監督されており、リスク管理委員会にてリスク管理を行っております。

また、情報リスク管理を統括する「情報リスク管理委員会」が毎月1回開催され、「情報セキュリティ管理規程」の周知、運用状況確認等を実施しております。

④ 監査役の職務執行について

監査役は当事業年度において監査役会を14回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しました。また、取締役会及び常務会等重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

⑤ 当社子会社における業務の適正の確保について

当社が定める関係会社管理規程において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社取締役会への報告を行っており、一定基準に該当する重要事項についても、子会社機関決定前に当社取締役会での承認又は報告をしております。

⑥ コンプライアンスに関する取り組み

内部公益通報保護規程に基づき設置されている内部通報先及び外部通報先並びに倫理行動規範については、周知を図るとともに、通報先及び倫理行動規範の概要を記載したミニブックを作成し、全従業員に配布し、携行を義務付けております。

⑦ 反社会的勢力の排除について

当社が締結する契約書等には反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、「公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、関係機関とも連携し反社会的勢力排除に向けた体制の強化を図っております。

(注) 事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	16,089
現金預金	2,055
受取手形・完成工事未収入金等	718
未成工事支出金	59
販売用不動産	5,077
仕掛販売用不動産	8,034
材料貯蔵品	34
その他	109
貸倒引当金	△0
固定資産	1,909
有形固定資産	1,244
建物及び構築物	200
機械装置及び運搬具	0
工具器具備品	17
土地	912
その他	113
無形固定資産	63
投資その他の資産	601
投資有価証券	62
長期貸付金	6
繰延税金資産	25
その他	507
貸倒引当金	△0
資産合計	17,999

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	10,067
支払手形・工事未払金等	1,283
短期借入金	3,744
1年内返済予定の長期借入金	4,286
未払法人税等	25
未成工事受入金	129
前受金	54
完成工事補償引当金	153
その他	390
固定負債	2,796
長期借入金	2,314
退職給付に係る負債	117
再評価に係る繰延税金負債	14
長期預り敷金	224
その他	124
負債合計	12,863
(純資産の部)	
株主資本	5,712
資本金	4,181
資本剰余金	1,969
利益剰余金	△347
自己株式	△90
その他の包括利益累計額	△576
その他有価証券評価差額金	7
土地再評価差額金	△659
退職給付に係る調整累計額	76
純資産合計	5,135
負債・純資産合計	17,999

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		22,100
売上原価		19,881
売上総利益		2,219
販売費及び一般管理費		2,543
営業損失		323
営業外収益		
受取利息及び配当金	9	
違約金収入	1	
その他	5	16
営業外費用		
支払利息	209	
支払手数料	96	
その他	0	305
経常損失		612
特別損失		
投資有価証券評価損	1	
減損損失	11	12
税金等調整前当期純損失		625
法人税、住民税及び事業税	13	
法人税等調整額	33	46
当期純損失		671
親会社株主に帰属する当期純損失		671

連結株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,181	1,969	324	△90	6,383
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失			△671		△671
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	△671	—	△671
当期末残高	4,181	1,969	△347	△90	5,712

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当期首残高	12	△659	83	△563	5,820
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失					△671
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△5	—	△7	△13	△13
当期変動額合計	△5	—	△7	△13	△684
当期末残高	7	△659	76	△576	5,135

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- | | |
|------------|-------------------------------------|
| ・ 連結子会社の数 | 2社 |
| ・ 連結子会社の名称 | 株式会社細田ライフクリエイション
株式会社細田カスタマーサポート |

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の状況

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

該当事項はありません。

(4) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|--------------|---|
| イ. 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法） |
| ロ. その他有価証券 | |
| ・ 時価のあるもの | 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・ 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------------|---|
| イ. 未成工事支出金 | 個別法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| ロ. 販売用不動産 | 同 上 |
| ハ. 仕掛販売用不動産 | 同 上 |
| ニ. 材料貯蔵品 | 総平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |

④ 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- ロ. 無形固定資産
(リース資産を除く)
・自社利用のソフトウェア 社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法
- ハ. リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑤ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 完成工事補償引当金 完成工事にかかる瑕疵担保等の費用に備えるため、過去の実績を基礎に補償費用見積額を計上している他、特定の工事については、補修費用の個別見積額を計上しております。

⑥ 退職給付に係る会計処理の方法

- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定率法により、その発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。

⑦ 重要な収益及び費用の計上基準

請負工事に係る収益の計上基準については、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- ・消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当連結会計年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金預金	189百万円
販売用不動産	3,510百万円
仕掛販売用不動産	7,232百万円
建物及び構築物	139百万円
土地	447百万円
投資有価証券	34百万円
その他（出資金）	80百万円
計	11,634百万円
上記に対する債務	
短期借入金	3,346百万円
1年内返済予定の長期借入金	4,276百万円
長期借入金	2,295百万円
計	9,918百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,071百万円

(3) 保証債務

住宅ローン利用者のための借入保証債務 1,247百万円

(4) 事業用土地の再評価

土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、固定資産に計上しております事業用土地の再評価を行い、評価差額については、税金相当額を調整のうえ、土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき算出する方法によっております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
△42百万円

(5) 仕掛販売用不動産の振替

当連結会計年度において、保有目的の変更により、仕掛販売用不動産101百万円を有形固定資産に振替えております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	19,016千株	一千株	一千株	19,016千株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用につきましては短期的な預金等に限定し、また、資金調達は銀行等借入による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されておりますが、受注管理規程及び債権・債務に関する規程等に沿って、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に満期保有目的の債券と取引金融機関の株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場債券及び株式につきましては、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形・工事未払金等は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金の使途は営業取引にかかる事業資金及び運転資金であります。

流動性リスクにつきましては、当社では、各部署からの報告に基づき月次で経理部が資金繰計画を作成・更新し、手許流動性が確保されるようにしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
資産項目			
(1) 現金預金	2,055	2,055	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	718	718	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	38	38	—
負債項目			
(4) 支払手形・工事未払金等	1,283	1,283	—
(5) 短期借入金	3,744	3,744	—
(6) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	6,601	6,652	51

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金預金 (2) 受取手形・完成工事未収入金等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 支払手形・工事未払金等 (5) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額 23百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	274円03銭
(2) 1株当たり当期純損失	△35円84銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。



(注) 連結計算書類中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	15,656
現金預金	1,889
完成工事未収入金	694
未成工事支出金	54
販売用不動産	4,827
仕掛販売用不動産	8,034
材料貯蔵品	34
前払費用	22
その他	99
貸倒引当金	△0
固定資産	1,953
有形固定資産	1,244
建物	198
構築物	2
機械装置	0
工具器具備品	17
土地	912
リース資産	112
建設仮勘定	1
無形固定資産	63
投資その他の資産	645
投資有価証券	58
関係会社株式	90
出資金	40
長期貸付金	6
繰延税金資産	25
長期差入保証金	424
その他	0
貸倒引当金	△0
資産合計	17,610

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	9,711
工事未払金	1,206
短期借入金	3,488
1年内返済予定の長期借入金	4,286
リース債務	56
未払金	127
未払費用	177
未払法人税等	21
未成工事受入金	112
前受金	52
預り金	28
完成工事補償引当金	153
固定負債	2,873
長期借入金	2,314
リース債務	116
退職給付引当金	193
再評価に係る繰延税金負債	14
長期預り敷金	225
その他	8
負債合計	12,584
(純資産の部)	
株主資本	5,677
資本金	4,181
資本剰余金	1,969
資本準備金	181
その他資本剰余金	1,788
利益剰余金	△382
その他利益剰余金	△382
繰越利益剰余金	△382
自己株式	△90
評価・換算差額等	△651
その他有価証券評価差額金	8
土地再評価差額金	△659
純資産合計	5,025
負債・純資産合計	17,610

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		
完成工事高	7,068	
不動産販売高	13,905	
その他の売上高	234	21,209
売上原価		
完成工事原価	6,188	
不動産販売原価	12,828	
その他の売上原価	87	19,105
売上総利益		
完成工事総利益	880	
不動産販売総利益	1,076	
その他の売上総利益	146	2,104
販売費及び一般管理費		2,412
営業損失		308
営業外収益		
受取利息及び配当金	9	
業務受託手数料	7	
違約金収入	1	
その他	3	21
営業外費用		
支払利息	204	
支払手数料	93	
その他	0	298
経常損失		585
特別損失		
投資有価証券評価損	1	
減損損失	11	12
税引前当期純損失		598
法人税、住民税及び事業税	9	
法人税等調整額	33	42
当期純損失		640

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		利益剰余金 合計		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	4,181	181	1,788	1,969	257	257	△90	6,317	
当期変動額									
当期純損失					△640	△640		△640	
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	△640	△640	-	△640	
当期末残高	4,181	181	1,788	1,969	△382	△382	△90	5,677	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等	
当期首残高	12	△659	△646	5,670
当期変動額				
当期純損失				△640
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△4	-	△4	△4
当期変動額合計	△4	-	△4	△644
当期末残高	8	△659	△651	5,025

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------------|---|
| ① 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法） |
| ② 子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ③ その他有価証券 | |
| ・ 時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・ 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |
| ④ デリバティブ | 時価法 |

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|------------|---|
| ① 未成工事支出金 | 個別法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| ② 販売用不動産 | 同 上 |
| ③ 仕掛販売用不動産 | 同 上 |
| ④ 材料貯蔵品 | 総平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |

(3) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|---|---|
| ① 有形固定資産
（リース資産を除く） | 定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 |
| ② 無形固定資産
（リース資産を除く）
・ 自社利用のソフトウェア | 社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法 |
| ③ リース資産 | 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 完成工事補償引当金 完成工事にかかる瑕疵担保等の費用に備えるため、過去の実績を基礎に補償費用見積額を計上している他、特定の工事については、補修費用の個別見積額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定率法により、その発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

請負工事に係る収益の計上基準については、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- ② 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金預金	189百万円
販売用不動産	3,261百万円
仕掛販売用不動産	7,232百万円
建物	139百万円
土地	447百万円
投資有価証券	34百万円
出資金	40百万円
計	11,345百万円
上記に対応する債務	
短期借入金	3,090百万円
1年内返済予定の長期借入金	4,276百万円
長期借入金	2,295百万円
計	9,662百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,071百万円

(3) 保証債務

- ① 住宅ローン利用者のための借入保証債務 1,247百万円
- ② 関係会社の金融機関借入に対する保証債務 78百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

- ① 短期金銭債権 15百万円
- ② 短期金銭債務 15百万円
- ③ 長期金銭債務 0百万円

(5) 事業用土地の再評価

土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、固定資産に計上しております事業用土地の再評価を行い、評価差額については、税金相当額を調整のうえ、土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき算出する方法によっております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
△42百万円

(6) 仕掛販売用不動産の振替

当事業年度において、保有目的の変更により、仕掛販売用不動産101百万円を有形固定資産に振替えております。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	52百万円
② その他の営業取引	177百万円
③ 営業取引以外の取引高	7百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	274千株	一千株	一千株	274千株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	1,220百万円
貸倒損失	510百万円
退職給付引当金	59百万円
完成工事補償引当金	47百万円
たな卸資産評価損	38百万円
その他	104百万円

繰延税金資産小計 1,980百万円

評価性引当額 △1,952百万円

繰延税金資産合計 28百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △2百万円

繰延税金負債合計 △2百万円

繰延税金資産（負債）の純額 25百万円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	94百万円
1年超	－百万円
合計	94百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等)	伯東株式会社	(被所有) 直接14.9	住宅建築資材等 の仕入	住宅建築資材 等の仕入 (注) 1.2	2,775	工事未払金他	499

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

住宅建築資材等の仕入取引については、市場価格を勘案して、他の一般取引条件と同様に決定しております。

2. 取引金額には消費税は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親者	阿部 憲一	(被所有) 直接 0.1 間接15.5 (注) 1	債務被保証 (注) 2	当社銀行借 入に対する 債務被保証	83	－	－
役員及び その近親者	細田 安枝	(被所有) 直接 9.7	建築工事の請負	建築工事の 請負 (注) 3.4	34	－	－
役員及び その近親者	阿部 周治	(被所有) 直接 0.1	建築工事の請負	建築工事の 請負 (注) 3.4	61	－	－

(注) 1. 議決権等の被間接所有割合は、当社代表取締役社長阿部憲一が議決権の過半数を所有しているホソダ・エンタープライズ有限会社の所有によるものであります。

2. 当社の信用保証協会を使った金融機関からの借入に対して、当社代表取締役社長阿部憲一は連帯保証人として個人保証を行っております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引金額は、一般のお客様と同様に決定しております。

なお、取引金額には、工事請負契約に係る契約金額を記載しております。

4. 取引金額及び期末残高には消費税は含まれておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	268円15銭
(2) 1株当たり当期純損失	△34円16銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 計算書類中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月22日

株式会社 細田工務店
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井尾 稔 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根津美香 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社細田工務店の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社細田工務店及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月22日

株式会社 細田工務店
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井尾 稔 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根津美香 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社細田工務店の2018年4月1日から2019年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査役会監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針及び監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び監査計画・職務の分担等に従い、取締役及び執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会・常務会等重要な会議に出席し、取締役及び執行役員、その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月24日

株式会社細田工務店 監査役会

常勤監査役 飛田隆志 ㊟

常勤監査役 高橋 徹 ㊟

監査役 高橋康博 ㊟

(注) 常勤監査役 飛田隆志、同 高橋徹及び監査役 高橋康博は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案

監査役2名選任の件

監査役3名のうち飛田隆志氏及び高橋康博氏の両氏が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新任監査役1名を含む監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	属性
1	小倉 宣雄	-	新任 社外
2	高橋 康博	監査役	再任 社外

候補者番号 1

おぐらのぶお
小倉 宣雄

新任

生年月日

1957年12月4日

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位

1980年 4月 株式会社日本興業銀行入行
2008年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行 資産監査部長
2010年 4月 株式会社大阪真空機器製作所 取締役管理部門担当
2012年 6月 みずほ信用保証株式会社 専務取締役（現任）

候補者番号 2

たかはしやすひろ
高橋 康博

再任

生年月日

1962年6月9日

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位

1998年 4月 東京弁護士会 弁護士登録
長倉法律事務所入所
2003年10月 高橋法律事務所開設（現任）
2011年 6月 当社監査役（現任）

重要な兼職の状況

高橋法律事務所 所長

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各監査役候補者は、全候補者が社外監査役候補者であります。
3. 当社は、高橋康博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、小倉宣雄氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
- 4.(1)小倉宣雄氏は、金融機関の出身であり、長年にわたる財務・金融面に対する相当な知見を有しており、あわせて企業経営に対する豊富な経験により、社外監査役として、経営の監視や適切な助言をいただけるものとして選任をお願いするものであります。
- (2)高橋康博氏は、弁護士として培われた専門的な知識を当社の監査体制に活かしていただくため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 高橋康博氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって、8年であります。
6. 当社は、高橋康博氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づき損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、高橋康博氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
7. 小倉宣雄氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づき損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

第2号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。また、候補者からは、監査役が任期中に退任し、法令に定める監査役の員数を欠く場合に監査役に就任する旨の承諾を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

くり はら まなぶ
栗原 学

社外

略歴、当社における地位

1980年3月 中央大学経済学部卒業
1991年3月 公認会計士登録
2017年9月 栗原公認会計士事務所開業
現在に至る

生年月日

1956年4月19日

所有する当社の株式数

一株

- (注) 1. 上記の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 栗原学氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 栗原学氏は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として長年培われた専門的知識を、監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
- また、同氏は、公認会計士として豊富な経験と幅広い見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
4. 栗原学氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場

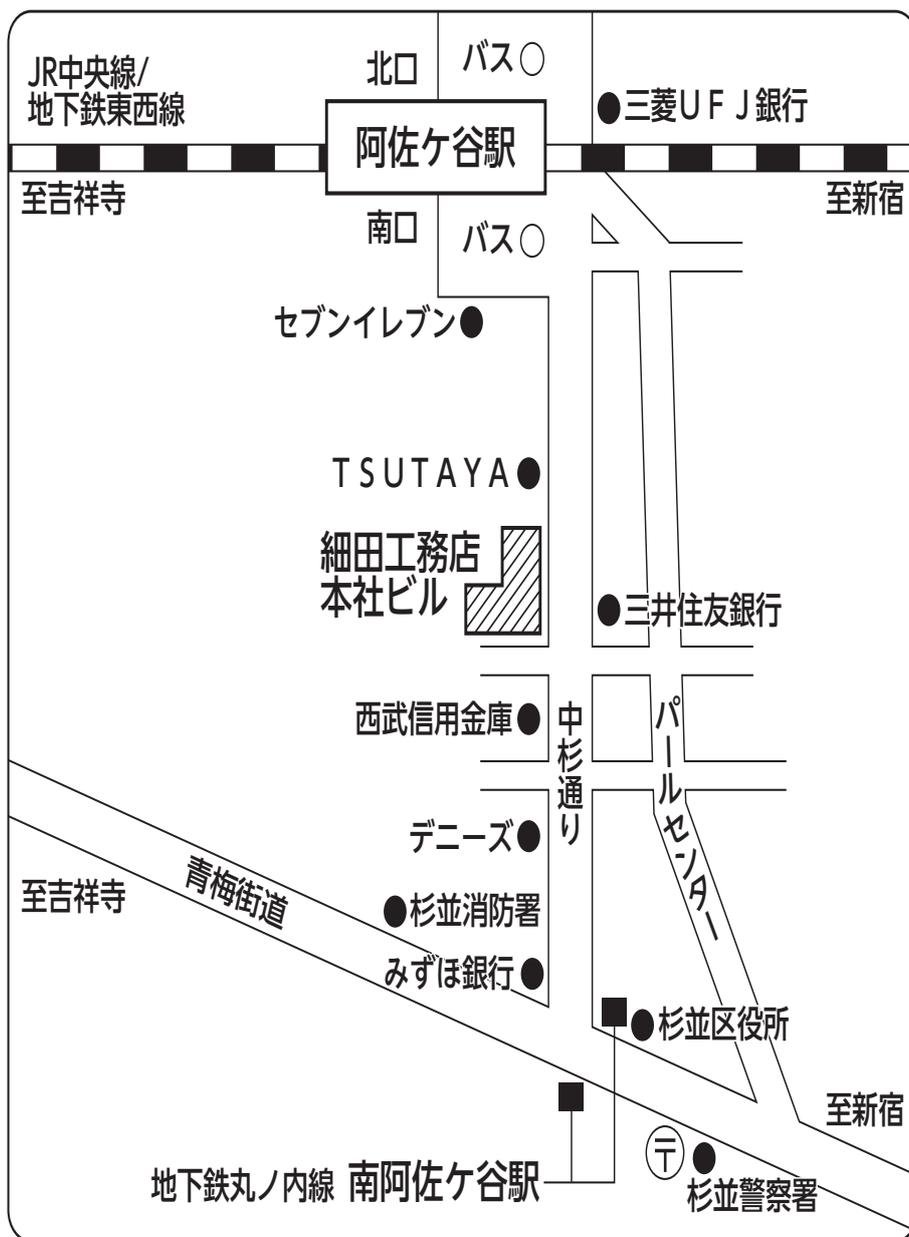
株式会社細田工務店 本社2階 会議室 (受付: 1階)

東京都杉並区阿佐谷南3丁目35番21号 TEL (03) 3220-1111

交通

最寄駅 JR中央線 阿佐ヶ谷駅南口・徒歩2分。

東京メトロ丸ノ内線 南阿佐ヶ谷駅・徒歩6分。



※当日は駐車場の用意がございませんので、公共交通機関をご利用くださいますよう、お願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。